

### 空き家閲覧～契約までの流れについて

#### 1. 空き家情報の閲覧

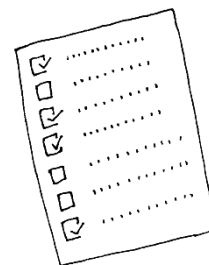
- 空き家バンクに登録されている空き家情報を閲覧し、物件の見学や購入を希望される場合は担当までお問い合わせください。
- 見学や購入を希望する物件がない場合でも、事前に利用登録することができます。登録時に希望した内容に該当する物件が登録になった際に、担当職員が郵送・FAX・メール等で情報提供させていただきます。



#### 2. 空き家バンクの利用登録申請

##### 申請時に提出いただく書類

- 広尾町「空き家バンク」利用申込書（別記様式第9号）
- 誓約書（別記様式第10号）
- 本人確認できる書類



#### 3. 交渉申請・見学希望

- 気に入った物件が見つかった場合、物件交渉にすすみますので担当者までお問い合わせください。（物件の見学を希望される場合も担当者までお問い合わせください）担当職員から所有者（不動産業者）に連絡します。



#### 4. 交渉・契約

- 交渉・契約について、役場（担当職員）は一切関与できません。利用希望者と所有者または仲介を依頼している不動産業者間で行っていただきます。
- 所有者が不動産業者に仲介を依頼した場合、契約成立時に仲介手数料が発生します。



所有者・希望者ともによりよいお取引となるよう、気になることや不安なことは**必ず契約前に確認**してください。